兵庫県ＤＶ防止・被害者保護計画の改定について

～配偶者等からの暴力のない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目指して～

現行計画におけるこれまでの取り組み〔計画期間：平成２６～３０年度〕

目標１　ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進

■県民への啓発の推進

○ＮＰＯとの協働によるＤＶ防止出前講座の実施
○大学等におけるデートＤＶ防止等出前講座の実施
○女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンの実施（11 月）

■ＤＶ防止に向けた教育の推進

○中学・高校生、保護者向けＤＶ防止啓発パンフレットの配布
○中学・高校生向け「ＤＶ等防止に向けた教育資料」の作成
○ＤＶ防止に向けた教育推進のための教職員研修の実施

目標２　市町のＤＶ対策の促進

○市町基本計画の策定（全市町において策定済）
○市町の庁内ＤＶ対策連携会議の設置促進支援（㉕12→㉚18 市町）
（「庁内ＤＶ対策連携会議設置・運営の手引き」の作成等）
目標：全市町設置
○市町の配偶者暴力相談支援ｾﾝﾀｰの設置（㉕10→㉚16 市町）
目標：20 市町設置
○配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催

目標３　相談体制の充実

■県の相談体制の充実

○女性家庭センター、男女共同参画センター等における相談の実施
○110 番するだけで被害者等と認知され、パトカー等へ速やかな指令が行える「110 番通報登録制度」の実施

■市町の相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センターを拠点とした相談体制の整備

■外国人等に対する支援

○外国人被害者向けリーフレットの改定
○市町障害者虐待防止センター職員向け研修の実施

■被害者の子どもに対するケアの充実

○市町要保護児童対策地域協議会の活用

目標４　緊急時の安全確保

○一時保護所の運営
○一時保護所の入所同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援
○民間シェルターに対する支援
・家賃補助　・入所被害者のｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ、外出同行支援、同伴時保育
・シェルター新規開設支援
○医療関係者向け対応マニュアルの作成

目標５　自立支援の推進

■住居確保支援

○ステップハウスの設置（５戸、県営住宅）
○県・市町の公営住宅における優先入居の実施

■生活支援、心理的ケアの実施

■就労支援

○県立男女共同参画センター「女性就業相談室」における再就職支援

目標６　専門人材の育成と連携強化

■被害者支援に携わる人材の育成

○女性家庭センター、男女共同参画センター等における支援者研修の実施
○被害者支援に携わるボランティア養成講座の実施

■推進体制の強化

○ひょうごDV防止ネットワーク会議の開催(全県、健康福祉事務所)

その後の状況変化と課題

ＤＶ被害者を取り巻く状況

○県関係機関、市町、警察におけるＤＶ相談件数の状況

相談件数は㉖→㉙で 1.06 倍に増加

区　分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
県	2,231	1,924	2,115	2,596
市　町	12,995	13,268	12,970	12,812
警　察	2,535	2,736	3,010	3,380
合　計	17,761	17,928	18,095	18,788

○女性家庭センターにおける一時保護人数の状況

一時保護人数は㉖→㉙で約３割減少

区　分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
一時保護人数	194	174	145	136

○市町相談窓口

市町配暴センター　㉕10→㉚16市町
（課題）困難事例が増加し、高い相談スキルが必要
非常勤相談員１名など体制が脆弱
➡ 県女性家庭センターの技術的支援が必要

○困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会（厚生労働省）

今後議論する論点（案）
①支援対象となる女性の範囲や多様化するニーズへの対応策
②婦人相談員の専門性を確保するための方策や自治体の連携のあり方
③他の法律との関係や根拠法の見直し

計画改定に際しての課題

①啓発・教育	・インターネットやＳＮＳ等多様な媒体を活用した効果的な啓発・広報の実施 ・出前講座の開催や研修講師の派遣など教育現場における実効性のある方策の検討
②市町のＤＶ対策	・市町の庁内のＤＶ対策に係る連携体制の整備に向けた支援 ・市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進
③相談体制	・県女性家庭センターの中核的機能の強化（市町への支援） ・若年層向けのメールやＳＮＳを使った相談受付体制の検討 ・県関係機関における相談機能の充実 ・高齢者・障害者虐待防止施策と連携した取組 ・被害者の子どもに対するケアの充実
④緊急時の安全確保	・民生委員児童委員、医療関係者が被害者を発見した際の対応 ・市町窓口の専門性向上による適切な一時保護の実施 ・関係機関、施設による被害者等の情報の適切な管理
⑤自立支援	・被害者に応じた適切な住居を確保するための方策の検討 ・被害者の一時保護所や施設の退所後の適切な支援
⑥専門人材の育成・連携強化	・ＤＶ被害者支援に携わる相談員等の専門性、資質の向上 ・民間支援団体等と協働、連携した被害者への支援 ・社会情勢の変化等に伴う新たな課題への対応

県の主な役割	市町の主な役割
1　県民等へのＤＶ防止啓発等の実施 2　県女性家庭センターをはじめ県関係機関における全県を対象としたＤＶ相談の実施 3　一時保護及び一時保護委託の実施 4　支援者研修や技術的助言の実施	1　基本計画を策定し、被害者への切れ目のない施策の実施 2　身近な相談窓口としての配偶者暴力相談支援センターを設置し、既存の福祉施策等を活用した継続的な被害者支援の実施

今後の推進方策〔計画期間：２０１９～２０２３年度〕

目標１　ＤＶ防止に向けた啓発・教育の推進

○ｲﾝﾀｰﾈｯﾄやＳＮＳ等を活用したＤＶ防止に向けた広報の充実〔拡〕
○地域や職域等におけるＤＶ防止出前講座の実施
○デートＤＶ相談の充実など、デートＤＶ防止に向けた取組の推進
○ＤＶ教育資材を活用した児童生徒・保護者へのＤＶ防止教育の推進
○出前講座や外部講師を活用した教職員研修、校内研修の実施〔拡〕

目標２　市町のＤＶ対策の促進

○市町における庁内ＤＶ対策に係る連携体制の整備に向けた支援
○ＤＶ関係課室職員の被害者支援対応スキルの向上〔拡〕
○市町基本計画に基づく取組状況への適切な助言
○市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化
○ＤＶ被害者の居所移動に伴う県内自治体間のルール作りの検討〔新〕

目標３　相談体制の充実

○県女性家庭センターの市町ＤＶ相談窓口への支援
・専門的知識や技術等を必要とする事案への助言
・スーパーバイズ等による相談員の対応力向上、心のケアの実施〔新〕
○県女性家庭センターにおけるメールや SNS による相談の検討〔新〕
○県立男女共同参画センター、こども家庭センター等との連携強化
○外国人、高齢者、障害者に対する支援施策を活用した適切な支援
○市町要保護児童対策地域協議会に配偶者暴力相談支援センター、ＤＶ所管課が参画し、被害者の子どもへの適切な保護の実施

目標４　緊急時の安全確保

○民生委員・児童委員、医療関係者等に対するＤＶ被害情報の通報等の周知徹底
○県女性家庭センターと市町相談員の適切な連携による一時保護の実施〔拡〕
○民間シェルターへの活動支援、新規シェルター開設支援
○関係機関等における被害者情報の適切な管理に関する研修等を活用した周知の徹底

目標５　自立支援の推進

○生活保護の適用、母子・父子・寡婦福祉資金などの貸付等
○女性弁護士による法律相談
○ハローワークと連携した就職支援、県立男女共同参画センターにおける再就職等支援
○母子・父子自立支援員等の対応力向上による就労支援の充実〔拡〕
○施設退所者等自立に取り組む被害者が孤立しないよう継続した支援の実施〔拡〕
○県立男女共同参画センター、県こころのケアセンター、精神科医等による被害者・施設入所者等への心理的ケアの実施〔拡〕
○住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進等〔拡〕

目標６　専門人材の育成と関係機関との連携強化等

○県女性家庭センターの相談・一時保護機能及び市町支援体制の強化
○県女性家庭センターに「ＤＶ相談アドバイザー」を配置し、施策推進体制を強化〔新〕
○研修内容の充実等によるＤＶ被害者支援に携わる相談員等の専門性・資質の向上〔拡〕
○民間支援団体等との定期的な意見交換などによる連携の強化
○県女性家庭センター一時保護所退所者の実態調査等の実施〔新〕
○社会情勢の変化等に伴う新たな課題への適切な対応